

# 収入保険制度の導入について（概要）

- ・収入保険制度は、平成31年1月からスタートします。

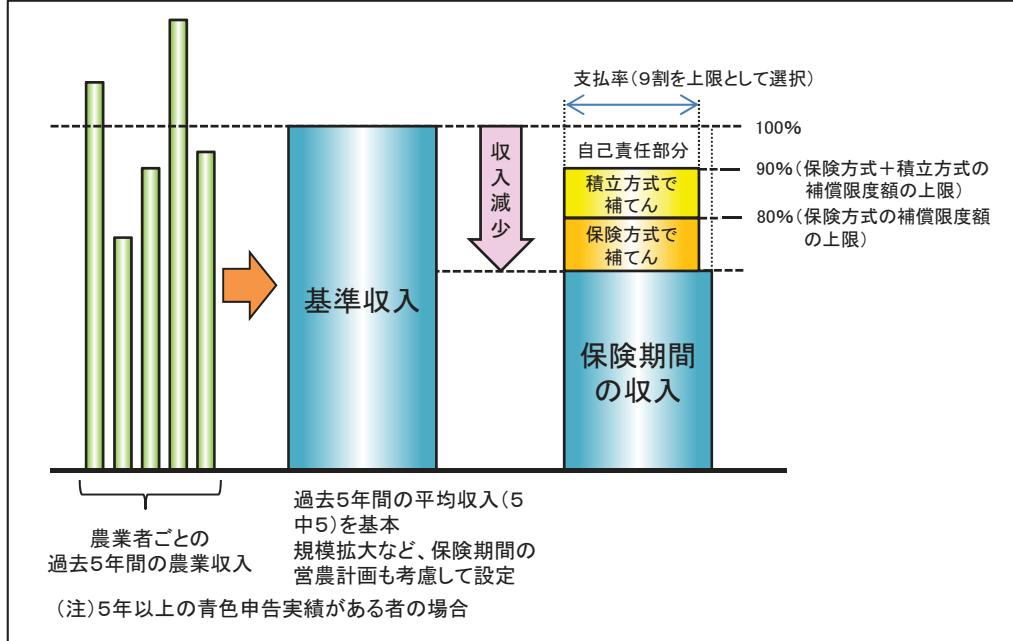
## ＜収入保険制度の具体的な仕組み＞

収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下なども含めた収入減少を補てんする仕組みです。

- 青色申告を行っている農業者（個人・法人）が対象です。  
※ 青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。
- 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体が対象です。  
※ 簡易な加工品（精米など）は含まれます。  
※ 一部の補助金（畑作物の直接支払交付金等の数量払）は含まれます。  
※ 肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。
- 保険期間の収入が基準収入の9割（5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）を上限として補てんします。  
※ 基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入（5中5）を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。  
※ 補償限度額及び支払率は複数の割合の中から選択できます。  
※ 「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。
- 農業者は、保険料・積立金を支払って加入します。（任意加入）  
※ 保険料は掛捨てになります。保険料率は、現時点の試算（補償限度8割）では1%（50%の国庫補助後）です。保険料率は、自動車保険と同様に、保険金の受取が少ない方は、保険料率の段階が下がっていきます。  
※ 積立金は自分のお金であり、補てんに使われない限り、翌年に持ち越されます。75%の国庫補助があります。

※ 収入保険制度と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入することになります。

## ＜収入保険制度の補てん方式＞



基準収入が1,000万円の農業者が、補償限度9割（保険8割+積立1割）、支払率9割を選択した場合の試算

### 農業者が用意すべきお金

保険料は、7.2万円 (掛捨て)	積立金は、22.5万円 (掛捨てではない)
合計	29.7万円

### 補てん金額

収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金 の合計	保険方式 (保険金)	積立方式 (特約補てん金)	補てん金を含めた 保険期間の収入 (対基準収入)
20% (800万円)	90万円	0万円	90万円	890万円 (89%)
30% (700万円)	180万円	90万円	90万円	880万円 (88%)
50% (500万円)	360万円	270万円	90万円	860万円 (86%)
100% (0万円)	810万円	720万円	90万円	810万円 (81%)

※ 農業者は、保険料、積立金とは別に事務費を支払います。